

知立市水防計画

平成 21 年 9 月

知 立 市

水防計画目次

第1章	総則	
第1節	目的	1
第2節	用語の定義	1
第3節	水防の責務と義務	2
第2章	水防組織	
第1節	災害対策本部の組織	3
第2節	消防団の組織	3
第3章	水防施設	
第1節	水防施設	6
第4章	通信連絡及び非常輸送	
第1節	災害対策本部の通信連絡	8
第2節	消防団等の通信連絡	9
第3節	非常輸送	9
第5章	非常配備体制	
第1節	災害対策本部の非常配備	10
第2節	消防団の非常配備	13
第6章	重要水防箇所	
第1節	重要水防箇所の想定と対策	15
第2節	重要な水門等	15
第3節	その他の水防注意箇所	16
第7章	水防に関連する予報・警報	
第1節	水防に関連する予報・警報の種類と発表基準	17
第8章	水防警報	
第1節	意義	20
第2節	水防警報を行う河川	20
第3節	水防警報を発する基準	20
第4節	水防警報伝達系統	21
第9章	洪水予報	
第1節	意義	22
第2節	洪水予報を行う河川及び実施区域	22
第3節	洪水予報に関する基準地点	22
第4節	洪水予報の種類と基準	23
第5節	洪水予報伝達系統	23
第10章	水位情報の周知	

第1節	意義・・・・・・・・・・・・・・・・	24
第2節	水位情報の周知を行う河川及びその区域・・・・・・・・	24
第3節	水位情報周知を行う水位観測所における基準水位・・・・・・・・	24
第4節	水位情報伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・	24

第11章 水防活動

第1節	気象等の観測及び通報・・・・・・・・	25
第2節	気象等の観測場所並びに担当者・・・・・・・・	25
第3節	消防団の水防活動・・・・・・・・	26
第4節	水防巡視の時期及び措置・・・・・・・・	26
第5節	警戒出動・・・・・・・・	26
第6節	用水取水堰、排水樋門、ため池等の操作・・・・・・・・	27
第7節	水防作業・・・・・・・・	27
第8節	避難立退・・・・・・・・	28
第9節	協力応援・・・・・・・・	28
第10節	決壊等の通報並びに決壊後の措置・・・・・・・・	29
第11節	水防解除・・・・・・・・	29

第12章 水防訓練等

第1節	水防訓練・・・・・・・・	30
第2節	水防標識と水防信号・・・・・・・・	30
第3節	水防報告と水防記録・・・・・・・・	31

第13章 公用負担

第1節	公用負担権限・・・・・・・・	32
第2節	公用負担権限証明書・・・・・・・・	32
第3節	公用負担の証票・・・・・・・・	32
第4節	損失補償・・・・・・・・	32

資料

1	消防団管轄区分対照図・・・・・・・・	33
2	水防倉庫箇所図・・・・・・・・	34
3	重要水防箇所図・・・・・・・・	35
4	用水取水堰・排水樋門（手動）・テレメーター・水位標等・・・・・・・・	36
5	その他水防注意箇所図・・・・・・・・	37
6	用水取水堰・排水樋門（手動）・テレメーター・水位標等・・・・・・・・	38
7	公用車一覧表・・・・・・・・	39

第 1 章 繪 則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)並びに愛知県水防計画の定めるところにより、市内各河川、ため池等の洪水による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め水防活動に遺憾のないようにするものである。

第2節 用語の定義

- 1 知立市災害対策本部
災害対策基本法に基づき設置され、市の全機構を総括する構成であり、その所掌事務として水防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を包括している。
市内における水防を総括するため災害対策本部を市庁舎に置く。
- 2 知立市災害対策本部長
知立市長をいう。
- 3 水防管理団体（指定）
知立市をいう。
- 4 水防管理者
水防管理団体の長である知立市長をいう。
- 5 消防機関の長
衣浦東部広域連合消防長をいう。
- 6 水防警報
水防警報指定河川*について、国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮によって災害が起こる恐れがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行なう発令をいう。
*水防警報指定河川等（水防法第16条第1項）
 - (1) 国土交通大臣が洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるとして指定して公示した河川、湖沼又は海岸をいう。
 - (2) 知事が前項以外の河川、湖沼又は海岸で、洪水又は高潮により県民経済上相当の損害を生ずる恐れがあるとして指定して公示した河川、湖沼又は海岸をいう。
- 7 洪水予報

洪水予報指定河川*について、気象等の状況により洪水又は高潮の恐れがあると認められるとき、

国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。

*洪水予報指定河川 (水防法第 10 条、第 11 条)

(1) 国土交通大臣が、二以上の都府県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるものとして指定した河川をいう。

(2) 知事が、(1)以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずる恐れがあるものとして指定した河川をいう。

8 水位情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川 (水位情報周知河川*) について、特別警戒水位*を定め、当該河川の水位が特別警戒水位に達したときには、その旨を関係者 (知事、水防管理者、量水標管理者) に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求め、一般に周知させるものをいう。

*水位情報周知河川 (水防法第 13 条第 1 項・第 2 項)

洪水予報指定河川以外の河川で、国土交通大臣又は知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な被害を生じることおそれがあるものとして指定した河川をいう。

*特別警戒水位 (水防法第 13 条第 1 項・第 2 項)

警戒水位を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供していくために国道交通大臣又は都道府県知事が定める水位をいう。

第 3 節 水防の責任と義務

水防の責任と義務は水防法により各々次のように規定される。

1 水防管理団体 (知立市) の責任

管轄区域内の水防を十分に果たす責任を有する。

2 一般住民の義務

常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第2章 水防組織

第2章 水防組織

第1節 災害対策本部の組織

- 1 知立市災害対策本部の組織及び所掌事務

知立市災害対策本部は、「知立市災害対策本部条例」に基づき設置される知立市災害対策本部長、非常配備各班員及び、水防活動に特に関係の深い部課で編成し、水防業務の総括にあたる。各部課班の所掌事務細部については、別に定める。

第2節 消防団の組織

1 消防団の組織

知立市消防団は、洪水等による風水害等が発生し、又は発生が予想される場合、警戒、防御等を行ううえで、重要な役割となる。

なお、本団及び分団の団員は次のとおりである。

(条例定数)

分団	職別	団長	副団長	分団長	副団長	部長	班長	団員	計
第1分団				1	1	1	3	29	35
第2分団				1	1	1	3	29	35
第3分団				1	1	1	3	29	35
第4分団				1	1	1	3	29	35
合 計		1	1	4	4	4	12	116	142

2 分担水防区域内河川 (資料—1)

水防管理 区域名	対象河川名	延長 m		警戒区域	担当分団
		左 岸	右 岸		
第1分団水 防管区	2 級逢妻男川	1,000	—	国道 155 号から山屋敷町鱈尾 (第 2 分団管区境) まで	第1分団
	2 級猿渡川	—	1,470	弘法町小針下 (上重原町境) ~ 国道 419 号交差下流端まで	"
	準用御手洗川	1,228	1,228	全区間	"
	準用山屋敷川	726	726	全区間	"
	準用丸山川	481	481	全区間	"
	準用長篠川	720	720	ユニー前北西角~長田2丁目まで	"

小計	6河川	4,155	4,625			
第2分団水 防管区	2級逢妻男川	2,350	1,640	左岸：牛田町下流（豊田市境）～八橋町赤羽（安城市境）まで。 右岸：八橋町山崎（豊田市境）～名鉄三河線鉄橋交差点まで	第2分団	
	2級猿渡川	2,000	2,080	左岸：八ツ田町泉（第4分団管区境）～牛田町湯山（安城市境）まで 右岸：419号交差点～来迎寺町沖中（安城市境）まで	第2分団	
	準用才兼川	1,299	1,299	全区間	"	
	小計	3河川	5,649	5,019		
	第3分団水 防管区	2級逢妻川	810	980	左岸：逢妻女川合流点から刈谷市境まで。右岸：豊田市境から刈谷市境まで	第3分団
		2級逢妻男川	300	—	左岸：逢妻川・逢妻女川合流点～155号まで	"
2級水干川		650	650	左右岸とも刈谷市境～155号交差点下流端まで	"	
準用流れ川		457	457	全区間	"	
小計		4河川	2,217	2,087		
第4分団水 防管区		2級猿渡川	3,100	1,300	左岸：吹戸川合流点（西中町百度）～新林町立野（第2分団管区境）まで 右岸：上重原町家下（長篠川合流点）から上重原町山居下（第1分団管区境）まで	第4分団
	2級吹戸川	—	2,780	猿渡川合流点から419号交差点まで、谷田町西2丁目から谷田町丸根新切（安城市境）まで	"	
	2級割目川	2,410	2,410	全区間	"	
	準用間瀬口川	708	708	全区間	"	
	準用法真川	505	505	全区間	"	
	準用長篠川	1,905	1,505	猿渡川合流点～ユニー前北西角まで	"	
小計	6河川	8,628	9,208			
合計		20,649	20,939			

【参考資料】

市内河川一覧表

河川名	流路延長(m)	水系名	河川法種別
逢妻川	980	境川	2級河川
逢妻男川	4,260	"	" (一部刈谷市内含)
水干川	650	"	"
猿渡川	5,780	猿渡川	" (一部刈谷市内含)
吹戸川	2,780	"	" (一部刈谷市内含)
割目川	2,410	"	"
小計	16,860		
流れ川	457	境川	準用河川
御手洗川	1,228	"	"
山屋敷川	726	"	"
才兼川	1,299	"	"
丸山川	481	猿渡川	"
間瀬川	708	"	"
法真川	505	"	"
長篠川	2,625	"	"
小計	8,029		

第3章 水防施設

第3章 水防施設

第1節 水防施設

水防倉庫及び河川倉庫は応急措置に必要な資器材を備蓄しているが、緊急事態に際しては迅速に災害対策本部に連絡の上指示を受けるものとする。

1 水防倉庫備蓄器具資材 (資料-2)

品名	倉庫名		所在地	河川名	備蓄資材										合計			
	本部倉庫	建設部倉庫			知立消防署	八橋倉庫	西町倉庫	新池倉庫	昭和倉庫	上重原倉庫	本部倉庫	建設部倉庫	知立消防署	八橋倉庫		西町倉庫	新池倉庫	昭和倉庫
PPロープ (200m巻)				全河川														17
なわ (kg)	11			全河川			6											20,200
土のう袋 (袋)		200		全河川		11,900		1,000	1,000	3,600	2,500							1,500
簡易土のう袋 (袋)				全河川				500	500	500								1,120
完成土のう (袋)				全河川				670		450								3
鉄線 (kg)	1	2		全河川														349
木杭 3m (本)				全河川				25		12	25							62
木杭 2m (本)				全河川				50		110	100							349
鉄杭				全河川						100	60							1,060
単手	900			全河川						100								5
たこつち (丁)				全河川			3				2							39
掛矢 (丁)	4	3		全河川			6	5	4	5	7							99
シヤベル (丁)	10	16		全河川			44	5	10	5	9							3
おの (丁)		1		全河川			2											21
のこぎり (丁)	11	5		全河川			5											9
ペンチ (丁)		2		全河川			7											26
パール (丁)				全河川														34
ミノ (丁)				全河川														2
かま (丁)		7		全河川			9											14
み (丁)		7		全河川			7		20									26
ビニールシート (枚)	26			全河川														2
つるはし (丁)		8		全河川			6											6
くわ (丁)				全河川														24
ハンマー (丁)		2		全河川			3			1								6
拡声器 (個)	24			全河川														24

照明具 (台)	6	2	7							15
発電機 (台)	5	1	5							11
排水ポンプ(台)		2	2							4
鉄線切り (丁)			7							7
はしご (基)		2	8							10
なわはしご (基)	2									2
一輪車 (台)	2	3	4			1				10
金づち (丁)										
収納ボックス (箱)										
土のう作成器 (台)										
トランシーバー(個)	24									24

水防倉庫の機材

器 材	名	数 量	能 力
水中ポンプ	口径 100mm	2	—/分
	口径 200mm		10.0m/分
	口径 300mm		15.0m/分
エンジン付発電機 ポンプ用	100mm用	2	40KVA
	200mm用		75KVA
	300mm用		40KVA
エンジン付ポンプ	口径 150mm		0.21m/分
その他			

第4章 通信連絡及び非常輸送

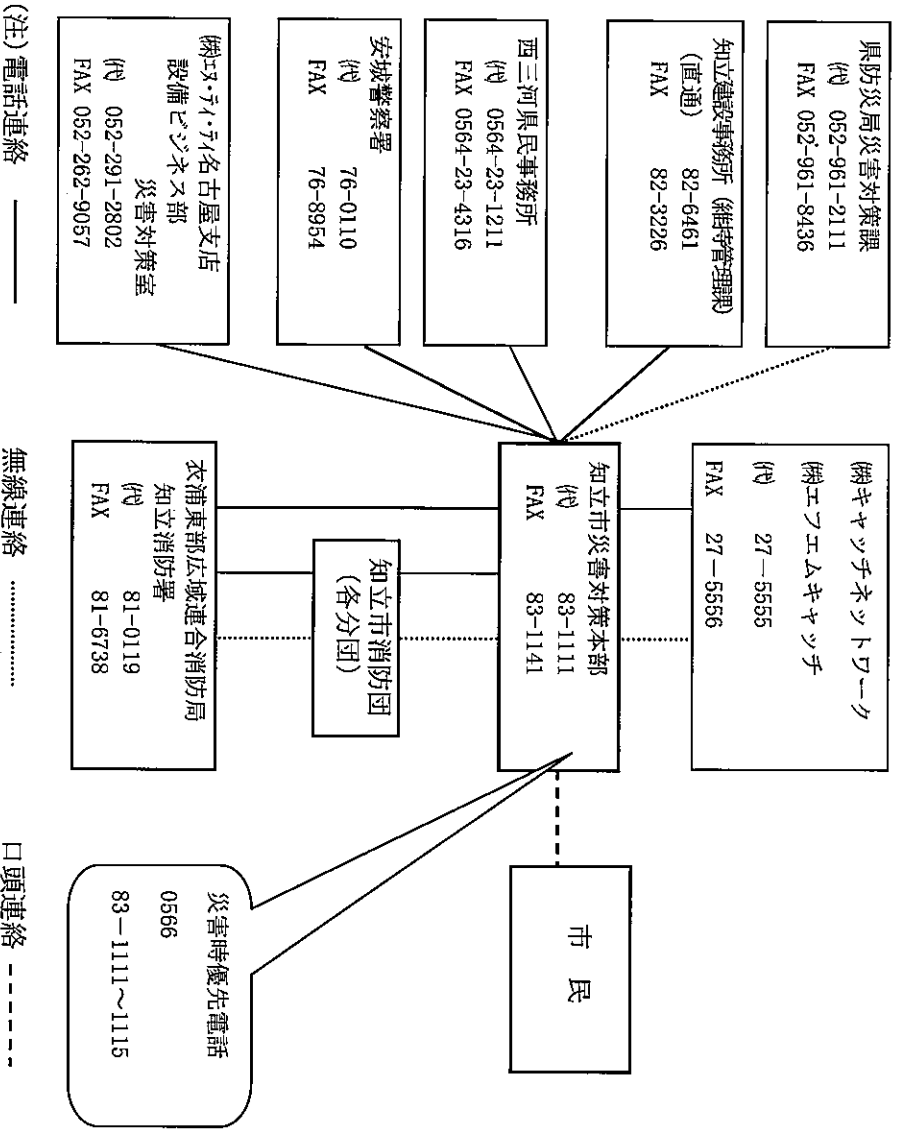
第4章 通信連絡及び非常輸送

第1節 災害対策本部の通信連絡

水防活動の根拠は通信連絡の確保である。特に大災害時に発生する電話不通に際して、連絡の確実と迅速を期するため、無線施設を活用するものとする。

災害対策本部においては各各班とも通信連絡員を定め、遺漏のないようにするものとする。

1 水防時における災害対策本部の通信連絡系統図



2 気象状況の連絡

気象情報を始め、雨量、水位、潮位その他気象状況等については知立建設事務所その他関係機関と密接な連絡をとり情報を収集し、その状況により関係者及び一般市民に通報する。

3 水位、雨量、その他水防活動上必要事項の通報(報告)

分団長から災害対策本部又は衣浦東部広域連合知立消防署(以下「知立消防署」という。)経由災害対策本部へ、災害対策本部から関係機関に対する主な通報(報告)する必要事項は次による。

- (1) 水位、雨量の観測状況
- (2) 消防団員等出勤状況

- (3) 巡視、警戒、配置完了状況
 - (4) 堤防、水門、樋門、取水堰の状況
 - (5) 冠水の恐れの大きい場所及び被害の予想される河川等の状況
 - (6) 決壊、その他事故発生状況
 - (7) 水防作業開始
 - (8) 災害状況
 - (9) 水防警戒の解除
- 4 避難のための立退

洪水に伴い越水、堤防決壊により非常事態発生、避難のための立退き伝達方法は、警鐘、口頭伝達をもってするものとする。

第2節 消防団等の通信連絡

警戒又は災害出動時は、各消防団詰所等に連絡できるよう連絡先を明らかにし、連絡員を配置し災害対策本部との連絡を密にする。

その他重要水門、樋門、取水堰等には責任者を定め、口頭連絡のできる体勢とすること。

なお、一般住民に対しても連絡班を定め、口頭若しくは信号を周知徹底しておくこと。

第3節 非常輸送

1 輸送経路

水防時における輸送経路については、災害対策本部において管内各所からの通報に基づきその状況を把握し、最適な輸送経路を確保するものとする。

2 応急対策に必要な車両等

非常事態発生と共に避難のための人員輸送及び水防資器材輸送のため、迅速に災害対策本部において車両、舟艇等の確保を図り万全を期するものとする。必要に応じ衣浦東部広域連合消防局知立消防署に車両・舟艇等を要請するものとする。

なお、知立市災害対策本部の応急対策に使用する主な車両等については、市所有の公用車を優先的に使用するものとする。

第 5 章 非常配備体制

第5章 非常配備体制

第1節 災害対策本部の非常配備

災害対策本部は水害の防止及び軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって迅速かつ、協力を推進できるよう「知立市地域防災計画」に基づく非常配備の体制を整える。

1 非常配備の時期

予想される災害の規模、あるいは災害が発生した場合の被害の程度により、災害対策本部職員の動員配備について次のような基準を設ける。

種別	配備時期	配備内容	概要
第一非常配備	1 次の各注意報の一以上が愛知県西部又は西三河南部に発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)洪水注意報 2 逢妻川の水防情報が発令され、河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達したとき。 3 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 別途定めた非常配備班編成表に基づくと1ヶ班以上の人員で警戒体制・応急対策に当たる。 状況により指揮者・班長は登庁し河川の水位状況変化等を観測し、さらに高度の配備体制に移行できる体制とする。 	災害対策本部は事態の推移により設置
第二非常配備	1 次の各警報の一以上が愛知県西部又は西三河南部に発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 2 逢妻川の水防情報が発令され、河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 3 その他必要により市長が当該非常配備を指令したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 別途定めた非常配備編成表に基づく2ヶ班以上の人員で警戒体制・応急対策に当たる。 各班の指揮者・班長は登庁し河川の水位状況変化等を観測し、事態の推移に伴い速やかに第三非常配備に切り替えるものとする。 	災害対策本部は事態の推移により設置
第三非常配備	1 市内全域にわたって風水害が発生すると予想される場合、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合において市長が当該非常配備を指令したとき。 2 予想されない重大な災害が突発したとき。	<ul style="list-style-type: none"> 別途地域防災計画（風水害編）で定めた各部・各班で所要の人員による警戒体制・応急対策を行うものとする。 状況により、全職員による体制とする。 	災害対策本部設置

2 非常連絡

災害の発生が予想される場合、あるいは災害が発生した場合、災害応急措置を迅速、かつ的確に実施するため、災害対策本部の組織体制が確立できるように職員の動員を図るため、伝達系統及び伝達方式ならびに連絡責任者を具体的に定めておくものとする。

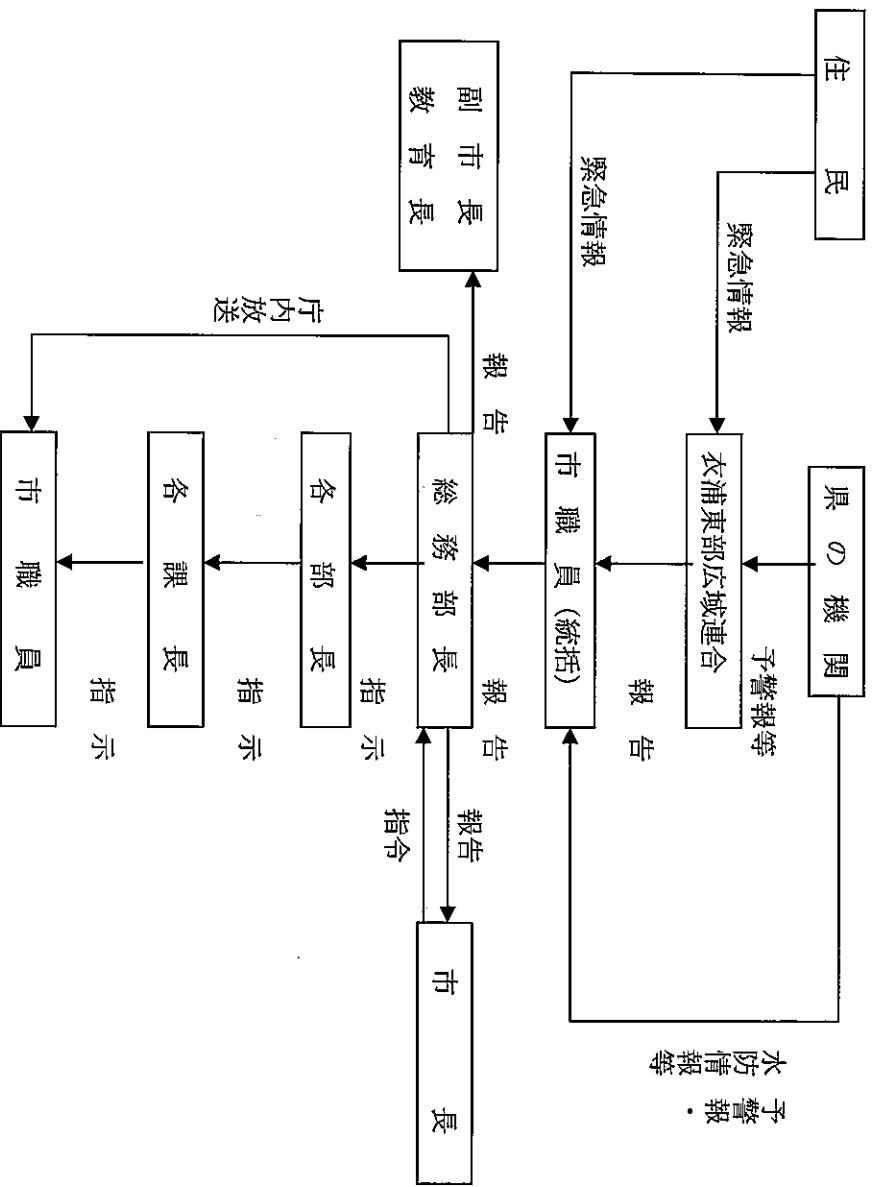
(1) 平常勤務時の場合

総務部長は、気象台等関係機関から災害発生の恐れのある気象情報・水防情報、又は異常現象の恐れのある情報の通報を受受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると市長が認めた場合には、各指揮者（課長）に対し庁内放送又は電話等により気象予警報等の種類及び非常配備の種別を伝達するものとする。

設置基準に基づき、災害対策本部が設置された場合は、本部長の指示により、第一非常配備体制あるいは周囲の状況によっては第二非常配備体制さらに緊急事態に備えて職員を待機させる第三非常配備体制を指令するものとする。

この場合各部長は、直ちに登庁するものとともに、必要により所属職員に連絡し指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他応急措置を実施する体制を整備確立するものとする。

平常勤務時伝達系統図



(2) 休日又は勤務時間外の場合

別途定めた非常配備編成表に基づき指揮者は、自班の順番や所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるように措置するものとする。

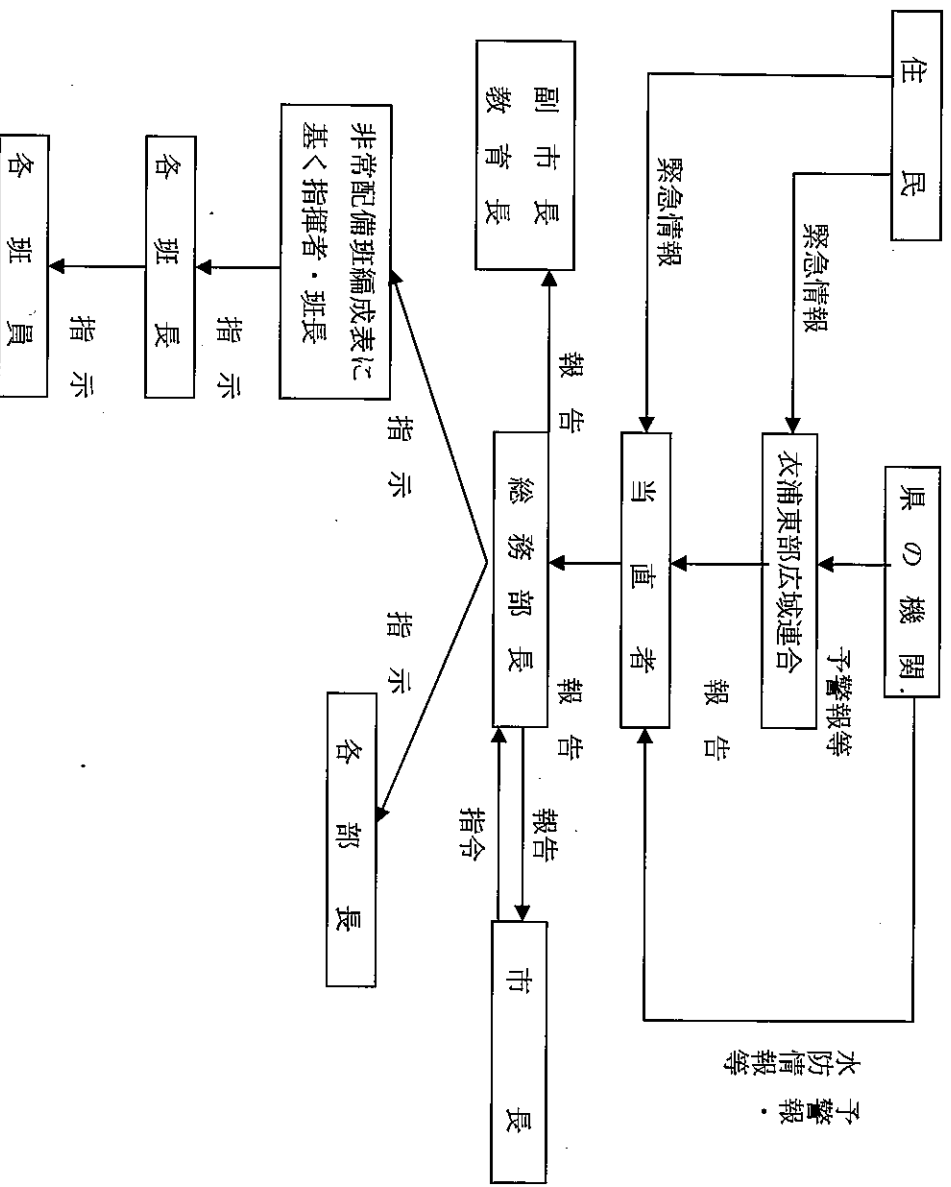
当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、総務部長に連絡し、総務部長は市長に連絡して指示をおおぎ、必要に応じて非常配備編成表の関係者に連絡するものとする。

ア 災害発生の恐れのある気象情報・水防情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

イ 災害が発生し緊急に応急措置を実施する必要があると認められたとき。

ウ 災害発生の恐れのある異常現象の通報があったとき。

退庁後等の伝達系統図



3 職員の非常登庁

職員は、休日又は勤務時間外等において非常配備のための登庁の指示を受けたとき、または、災害の発生あるいは災害発生の恐れのある情報を察知したときは、災害の状況により所属長と連絡の上又は自らの判断により速やかに登庁するものとする。

道路等の被災により、定められた災害応急対応活動につくことが不可能な場合においても、次によって災害応急対策活動に従事する。

- (1) 通信連絡により、災害対策本部の指示を受けること。
- (2) 前記の措置が不可能な場合は、もよりの市施設に参集すること。
- (3) 本庁以外の施設にあっては、登庁した職員のうち最上位の職にあるものを長とし、地域の被災状況、登庁職員等を報告するとともに、本部の指示により活動するものとする。

4 非常配備員の留意事項

- (1) 非常配備員は、全力を挙げて分担任務に努めなければならない。
- (2) 非常配備の要員は、自班の当番時期が近づいたときは常に気象状態に注意し、いつでも直ちに非常配備に即応した配備に就くことができるよう注意しなければならない。
- (3) 非常配備の要員は、非常配備体制中は、自らの配備時期を確認するとともに、不急の外出は避け連絡等が出来る体制をもって、待機しなければならない。

5 非常配備の解除

- (1) 非常配備の解除については、災害が発生する恐れが解消し、被害が生じなかったとき、又は被害の程度が軽微であるとき。
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき。

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備体制は災害対策本部長の指示によって消防団長が非常配備に就かせるのが原則であるが、特に緊急の場合は消防団長の判断により非常配備体制に就かせることができる。この場合災害対策本部長に出動状況を報告するものとする。

1 各分団の配備基準

(1) 出動準備

水防資器材の点検、整備、電話連絡等を行う体制をとる。

ア 気象予警報、洪水予報の発令により洪水の危険が予想されるとき。

イ 本市水防計画に定める警戒水位（氾濫注意水位）に達する恐れがあるとき。

ウ その他災害対策本部長が必要と認めたとき。

(2) 出動

水防警戒、水防活動にあたる体制をとる。

ア 気象予警報、洪水予報、水防情報の発令により洪水による危険が切迫したとき。

イ 堤防の漏水及び破綻の危険を感知又は予測したとき。

ウ 本市水防計画に定める特別警戒水位（避難判断水位）に達し危険の恐れがあるとき。
エ その他災害対策本部長が必要と認めるとき。

2 配備上の留意事項

- (1) 非常配備出動は、災害対策本部からの電話連絡等により伝達等を行うが、連絡がなくても各団員は任務の重大なるに鑑み、常に気象状況等の変化に注意し自発的に巡視警戒し、水防活動の遂行に支障を来さないようにしなければならない。
- (2) 出動した消防団員は、災害対策本部、消防団長及び本計画に基づき、災害対策本部及び消防団長の命令により出動する。また、本部から派遣された職員との連携を図り業務を遂行するものとする。
- (3) 出動指令による各分団の集合場所は、消防団詰所とし、常に各種情報の連絡ができるようにするものとする。

第6章 重要水防箇所等

第6章 重要水防箇所等

第1節 重要水防箇所の想定と対策

本市内河川の水防上、重要水防箇所は次のとおりである。(資料—3)

番号	水系名	河川名等	堤防等	延長 (m)	区間	重要度	理由	水防工法	担当分団
1	猿渡川	猿渡川	左岸	100	5.3k+50m～5.4k+50m 知立市上重原町(新幹線)	B	堤防断面不足	積土のう工	第4分団
2	猿渡川	猿渡川	右岸	660	7.9k～8.5k+60m 知立市昭和1丁目～知立市牛田町	B	低水護岸老朽	木流し工	第2分団
3	猿渡川	猿渡川	左岸	90	8.0k+90m～8.1k+80m 知立市八ツ田町	B	〃		〃
4	猿渡川	猿渡川	左岸	300	8.3k～8.6k 知立市昭和1丁目	B	〃		〃
5	猿渡川	猿渡川	右岸	110	8.5k+80m～8.6k+90m 知立市牛田町	B	〃		〃

第2節 重要な水門等

水門・取水堰・排水樋管等(資料—4)

図面 対象 番号	河川名	名称	所在地	構造	管理者
1	水干川	本田取水堰	西町本田	手動式スルースゲート	知立市
2	御手洗川	山屋敷〃	山屋敷町見社	電動式転倒堰・手動式取水樋管	〃
3	御手洗川	見社取水樋管	山屋敷町見社	手動式取水樋管	〃
4	猿渡川	家下排水樋管	上重原町家下	手動式スルースゲート	〃
5	猿渡川	下伊勢排水樋管	上重原町下伊勢	手動式スルースゲート	〃
6	猿渡川	川向排水樋管	上重原町川向	手動式スルースゲート	〃
7	吹戸川	跡落排水樋管	西中町跡落	自動式スルースゲート	〃

第3節 その他の水防注意箇所

本市河川・道路の水防上注意箇所は次のとおりである。(資料―5)

番号	水系名	河川名等	堤防等	延長 (m)	区 間	重要度	理由	水防工法	担当分団
1	猿渡川	猿渡川	右岸	1,770	弘法町小針下(第4分団区域界)～国道419号交差点まで	A	河川断面不足	積土のう	第1分団
2	猿渡川	猿渡川	道路	1,570	弘法町小針下市道弘法町6号、弘法上重原2号、弘法町7号、8号、9号、10号	A	道路冠水	通行止め	〃
3	境川	逢妻男川	道路	630	国道419号名鉄三河線アンダー部	A	道路冠水	通行止め	第2分団
4	逢妻川	逢妻男川	道路	120	国道419号名鉄本線アンダー部	A	道路冠水	通行止め	第2分団
5	境川	逢妻川	左岸 右岸	810 980	左右岸とも刈谷市境～逢妻男川・逢妻女川合流点まで	A	河川断面不足	積土のう	第3分団
6	境川	水干川	左岸 右岸	650 650	左右岸とも刈谷市境～国道155号交差点まで	A	疎通能力不足	積土のう	〃
7	境川	逢妻川	道路	400	逢妻町金山・八幡地区(豊田境まで)	A	道路冠水	通行止め	〃
8	猿渡川	猿渡川	左岸 右岸	800 1,300	上重原町中田・新林町欠敷地内刈谷市境～上重原町山居下(第1分団管区境)まで	A	河川断面不足	積土のう	第4分団
9	猿渡川	吹戸川	右岸	200	吹戸橋～上流200m、419号下流100m	A	河川断面不足	積土のう	〃
10	猿渡川	吹戸川	道路	220	吹戸橋～牛田西中線まで	A	道路冠水	通行止め	〃
11	猿渡川	猿渡川	道路	1,770	上重原町家下、下伊勢、上伊勢、山居下地内市道弘法上重原2号、土地改良道路、西中町天神地内市道西中町14号線	A	道路冠水	通行止め	〃

第7章 水防に関連する予報・警報

第7章 水防に関連する予報・警報

第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象及び洪水についての予報・警報(名古屋地方気象台発表)

種類	発表基準
注意報	大雨によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。(別表1参照)
	洪水によって、災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。(別表2参照)
大雨警報	大雨によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。(別表3参照)
洪水警報	洪水によって、重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に発表される。(別表4参照)
警報	愛知県気象情報 東海地方気象情報等
	災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに、「警報」や「注意報」に先立って現象を予告し注意を呼びかける場合。あるいは、注意報・警報等を発表している場合に注意報・警報を補充するために発表されるときがある。
	記録的短時間大雨情報 1時間に100mm以上の猛烈な雨が観測又は解析された場合に発表される。
気象情報	平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間又はそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想されるときに発表される。
天気情報	

- 注) 1 発表基準欄に記載した数値は、愛知県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、それまで継続中の注意報、警報は自動的に解除または更新されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- 3 地面現象注意報及び浸水注意報は、その注意報事項を気象注意報に、地面現象警報及び浸水警報は、その警報事項を気象警報に含めて行う。
- 4 地震の被災地等に対する二次災害防止のため、現象の強さが基準に達しないと予想される場合でも、警報、注意報を発表することがある。

別表1 西三河南部 大雨注意報発表基準

市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	R1=20and R T=50、R3=40	72
碧南市	R1=20and R T=50、R3=40	92
刈谷市	R1=20and R T=50、R3=40	102
安城市	R1=20and R T=50、R3=40	72
西尾市	R1=20and R T=50、R3=40	72
知立市	R1=20and R T=50、R3=40	119
高浜市	R1=20and R T=50、R3=40	95

別表 2 西三河南部 洪水注意報発表基準

市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	R1=20andRT=50、R3=40	乙川流域=9、鹿乗川流域=4、広田川流域=7
碧南市	R1=20andRT=50、R3=40	—
刈谷市	R1=20andRT=50、R3=40	猿渡川流域=7
安城市	R1=20andRT=50、R3=40	猿渡川流域=7、鹿乗川流域=6
西尾市	R1=20andRT=50、R3=40	広田川流域=7、鹿乗川流域=5、矢作古川流域=6
知立市	R1=20andRT=50、R3=40	猿渡川流域=7
高浜市	R1=20andRT=50、R3=40	—

別表 3 西三河南部 大雨警報発表基準

市町村名	雨量基準	土壌雨量指数基準
岡崎市	平地地：R1=50、平地地以外R1=90	97
碧南市	平地地：R3=80、平地地以外R1=70	123
刈谷市	R1=70	136
安城市	R1=60	97
西尾市	R1=60	97
知立市	R1=50	—
高浜市	R3=80	127

別表 4 西三河南部 洪水警報発表基準

市町村名	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
岡崎市	平地地：R1=50 平地地以外：R1=90	乙川流域=22、鹿乗川流域=7、広田川流域=18	平地地：R1=30and 矢作川流域=20
碧南市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=70	—	—
刈谷市	R1=70	猿渡川流域=14	—
安城市	R1=60	鹿乗川流域=13、猿渡川流域=14	—
西尾市	R1=60	広田川流域=14、鹿乗川流域=10、 矢作古川流域=13	R3=80and 矢作川流 域=13
知立市	R1=50	猿渡川流域=23	—
高浜市	R3=80	—	—

別表 1～4 の見方

- 1 大雨及び洪水の欄中、R1、R3はそれぞれ1、3時間雨量を示し、RTは総雨量を示す。
- 2 大雨及び洪水の欄中、「and」は2つの指標による基準を示す。
- 3 大雨及び洪水の欄中において、「平地地、平地地以外※」等の地域名で基準値を記述する場がある。
- 4 土壌雨量指数基準値※は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。

5 洪水の欄中、「〇〇川流域＝30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数※30以上」を意味する。

※ 平坦地、平坦地以外

平坦地は概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域をさす。また平坦地以外は前記以外の地域を指す。

※ 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

※ 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で対象となる地域、時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降雨短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

第 8 章 水防警報

第8章 水防警報

第1節 意義

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水又は高潮により災害が起ころおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。(水防法第1.6条第1項)

第2節 水防警報を行う河川

知事が水防警報を行う河川とその区域

河川名	区 域
逢妻川	知立市逢妻町金山 18 番の7地先の逢妻男川・逢妻女川合流点から刈谷市境(海)まで

※ () 書は、全体区域

第3節 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位観測所及び発令基準

知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機 水位 (通報水位)	はん濫注意 水位 (警戒水位)	出動水位	はん濫危険 水位	堤防高
逢妻川	一ツ木	刈谷市一ツ木町 【河口から 8.45km】	TP. 2.60	TP. 3.30	TP. 3.80	TP. 4.70	TP5.90

※ T.P.は、東京湾中等潮位(平均潮位)を表す。

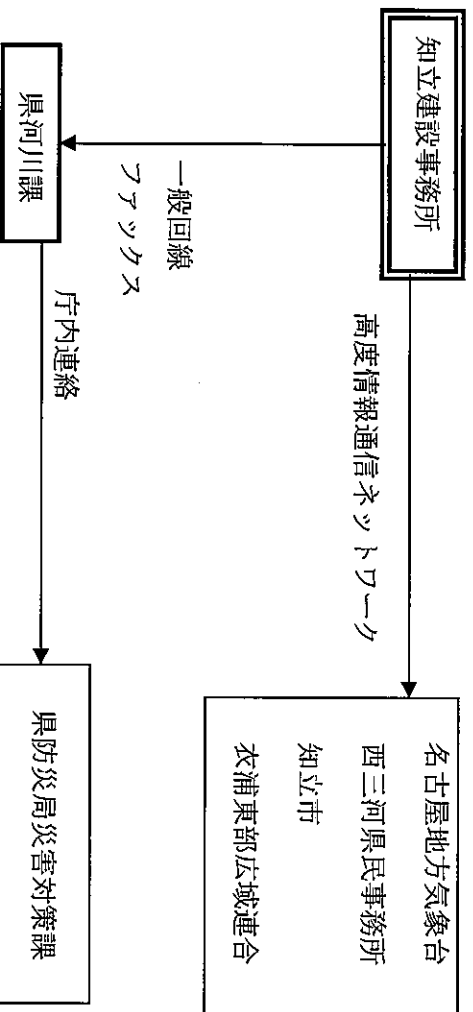
2 水防警報の段階と内容

段階	内 容
準備	はん濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、消防団員等の出動を通知するもの。
危険	危険水位に達し、破堤・溢水の危険が差し迫っていることを警告するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状態を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

水防警報伝達系統

知事が水防警報を行う河川

- 1 境川及び逢妻川



第 9 章 洪水予報

第9章 洪水予報

第1節 意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。
 (水防法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第2節 洪水予報を行う河川及び実施区域

知事が指定した河川

河川名	区	域
逢妻川	左右岸	逢妻男川・逢妻女川合流点から海まで

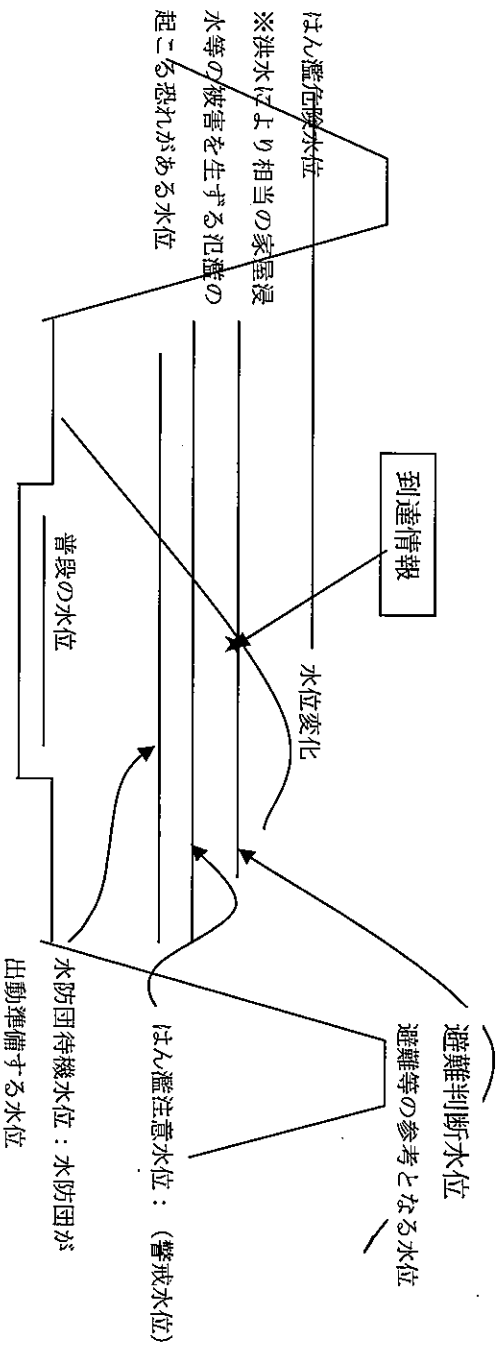
第3節 洪水予報に関する基準地点

知事が指定した河川

河川名	基準地点	所在地	水防団待機水位 (通報水位) m	はん濫注意水位 (警戒水位) m	避難判断水位 m	はん濫危険 水位 m
逢妻川	一ツ木	刈谷市一ツ木町 (左岸河口から8.45km)	TP. 2.60	TP. 3.30	TP. 4.00	TP. 4.70

※ T.P.は、東京湾中等潮位(平均潮位)を表す。

避難判断水位(特別警戒水位)のイメージ図



第4節 洪水予報の種類と基準

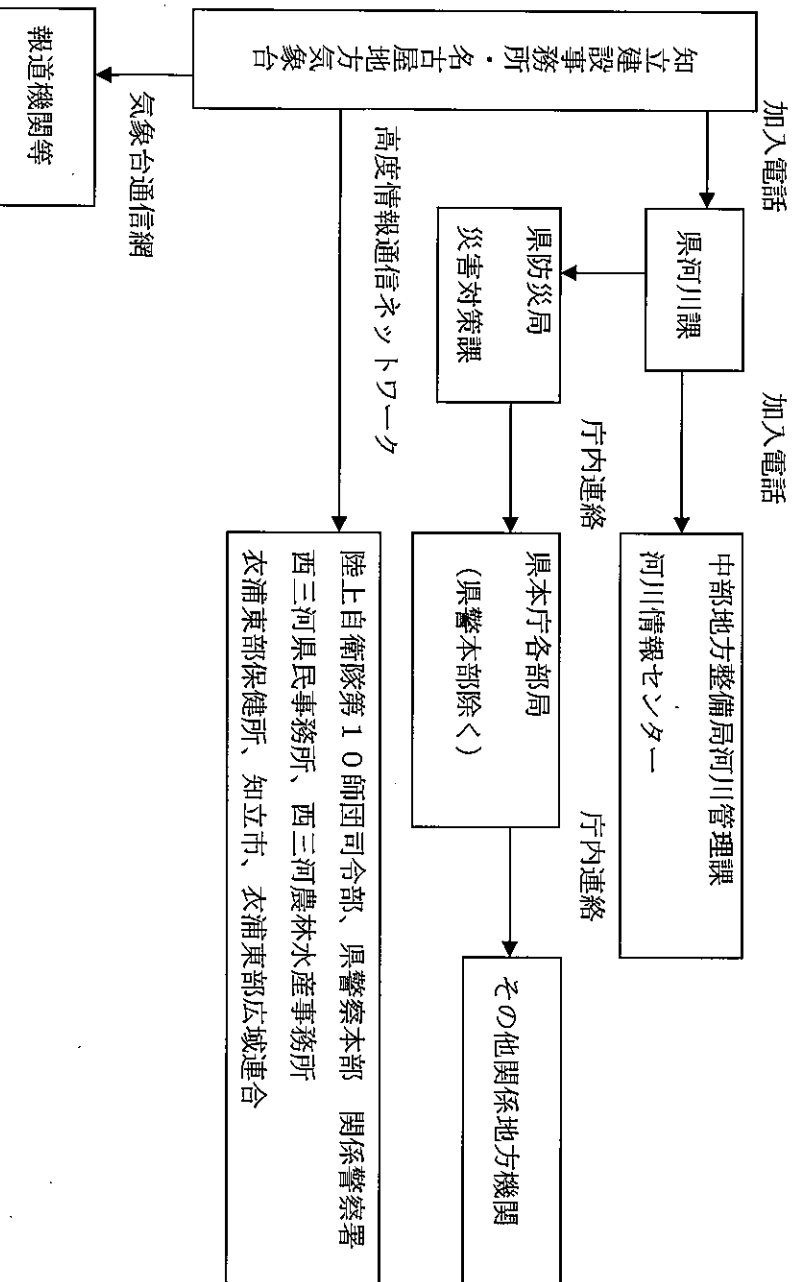
境川及び逢妻川

種 類	発 表 基 準
はん濫注意情報	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに上昇するおそれがあるとき又は、はん濫注意水位（警戒水位）を超える洪水となることが予想され、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。
解 除	洪水の危険がなくなったと認められるときに発表する。
はん濫警戒情報	基準地点の水位がはん濫危険水位程度又は、はん濫危険水位を超える洪水となるおそれがあるとき、もしくは避難判断水位を超え、なお水位上昇が見込まれるときに発表する。
はん濫危険情報	はん濫危険水位に到達したときに発表する。
はん濫発生情報	堤防から水があふれ又は堤防が決壊し、河川水による浸水が確認されたときに発表する。
洪水警報	

※洪水予報が継続しているときに、細かく情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する。

第5節 洪水予報伝達系統

知事が指定した河川
境川及び逢妻川



第10章 水位情報の周知

{

第10章 水位情報の周知

第1節 意義

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずる恐れがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下、同じ。）を定め、当該河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときには、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

避難判断水位（特別警戒水位）は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

（水防法第13条第1項・第2項・第3項）

第2節 水位情報の周知を行う河川及びその区域

知事が指定した河川

河川名	指定区域（起点～終点）	
猿渡川	0k0000から7k950まで L=7.95km	知立市新林町立野

第3節 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位 (TPm)					堤防高
		水防団待機水位	はん濫注意水位	出動水位	避難判断水位	はん濫危険水位	
猿渡川	猿渡川 新林町立野、(左岸6.95km) 弘法橋(6.35km)	T.P. 3.40 (2.65)	T.P. 3.85 (3.10)	T.P. 4.20 (3.45)	T.P. 4.25 (3.50)	T.P. 4.75 (4.05)	T.P. 5.45 (4.80)

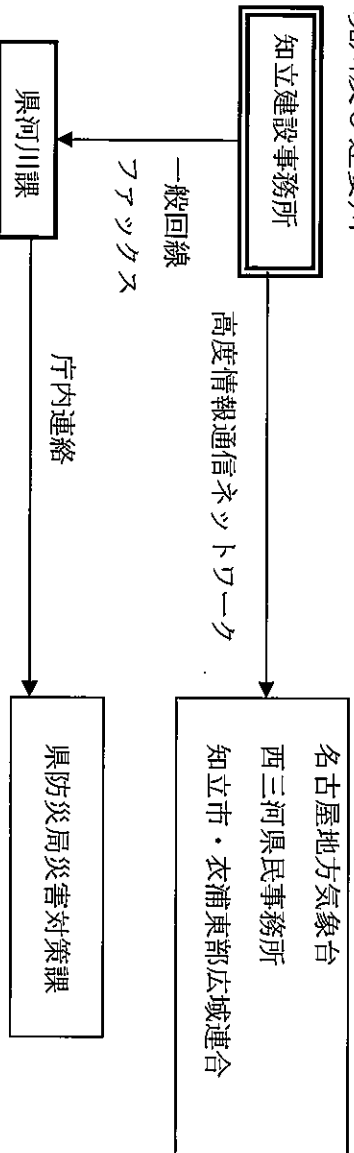
※ T.P.は、東京湾中等潮位を表す。

※ () 書きは、知立市内弘法橋における河川計画上の水位である。堤防高は計画上の高さを示す。

第4節 水位情報伝達系統

知事が水位情報の周知を行う河川

1 境川及び逢妻川



第 1 1 章 水 防 活 動

第 1 1 章 水防活動

第 1 節 気象等の観測及び通報

気象等観測担当者は、的確な気象状況の把握に努めるとともに、正確な資料を迅速に災害対策本部長に報告するものとする。

1 雨量、風位、風速並びに気圧の観測

気象状況により、相当の降雨量や風速等を毎時あるいは定期的に観測し報告する。

2 水位の観測

観測担当者は、市内河川の水位状況の把握に務め水位が次の値に達したときは、災害対策本部長に報告する。

- (1) 通報水位を超え、警戒水位に達したとき及び同水位に復したときはその時刻に報告する。
- (2) 警戒水位を超え、出動水位に達するまでの間は毎時あるいは定期的に報告する。
- (3) 出動水位に達し、なお増水の模様あるときは必要に応じ監視員を置き定期的に報告する。
- (4) 最高水位に達し、減水に向かうときは、その水位と時刻を報告する。

第 2 節 気象等の観測場所並びに担当者

1 風位、風速、雨量、気圧の観測場所

観測所の名称	所在地	電話番号
知立消防署	知立市弘法二丁目 1 番地 5	81-0119
知立市役所(雨量のみ)	知立市広見三丁目 1 番地	83-1111
知立建設事務所(雨量)	知立市上重原町藏福寺 1 2 4	82-3111

2 水位の観測場所

(1) 水位観測所(愛知県水防テレメータ)(資料-6)

図面対象番号	観測所の名称	所在地	水防団待機水位	氾濫注意水位	出動水位	HWL	堤防高
1	一ツ木逢妻川	一ツ木町西田	TP2.60	TP3.30	TP3.80	TP4.90	TP5.90
2	一ツ木水干川	一ツ木町西田	—	—	—	TP1.90	TP2.50
3	一ツ木流れ川	一ツ木町西田	—	—	—	TP2.00	TP2.60
4	西町逢妻川	西町本田	TP3.30	TP3.80	TP4.30	TP6.10	TP7.10
5	猿渡川	新林町立野	TP3.40	TP3.85	TP4.20	TP4.65	TP5.45

※TPは、東京湾平均潮位を表す。

(2) 水位観測所(水位標)(資料-6)

図面対象番号	河川名	量水標の位置	通報水位	警戒水位	出動水位	堤防高	観測担当者
①	逢妻川	国道 1 号左岸上流側橋脚(右岸側より確認)	3.30	4.30	4.30	6.90	知立消防署 第 3 分団
②	〃	西町落合ポンプ場	3.30	4.30	4.30	6.70	担当部・班
③	猿渡川	弘法橋橋脚下流側 6 k 3 5.0	2.65	3.10	3.45	4.80	知立消防署 第 1・4 分団

第3節 消防団の水防活動

消防団は第5章第2節、消防団の非常配備に定める出動準備、出動の指示があった場合は、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

1 出動準備

- (1) 水防資器材の整備点検
- (2) 水こう門の開閉準備
- (3) 水防上注意箇所等の巡視
- (4) その他水防上必要な措置

2 出動

- (1) 河川等の監視警戒
- (2) 水防作業に必要な資器材の調達
- (3) 水防上危険であると認める箇所があるときはその管理者への連絡と必要な措置
- (4) その他水防上必要な措置

第4節 水防巡視の時期及び措置

消防団は、災害対策本部から気象状況の通報及び出動準備、出動の命を受けたとき、又は気象、水象を判断し、巡視の必要を認めたときは、管轄区域内を巡視し、異常の有無を確かめるとともに市職員等とよく連絡をとり、次の場合は、速やかに災害対策本部に通報するものとする。

災害対策本部においては、下記の通報を受けたときは、速やかに関係機関に連絡するものとする。

- 1 警戒水位を超えたとき
- 2 前項通報後の増水状況
- 3 その他水防上必要な事項

第5節 警戒出動

消防団は、河川が出動水位を超えたとき監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所・その他水防要注意箇所を中心として堤防の表側、天端と裏側を3班に分かれて巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合、直ちに災害対策本部に連絡するとともに必要な措置を講ずるものとする。

- 1 堤防の亀裂及び欠け崩れ
 - 2 天端の亀裂又は沈下
 - 3 堤防の越水状況
 - 4 水こう門の両袖又は底部より漏水と扉の閉まり具合
 - 5 橋りょうその他の構造物と堤防との取付部の異常
- ため池については1から5のほか、さらに次の点に注意するものとする。

- ア 取入口の閉そく状況
- イ 周囲の山崩れの状況
- ウ 流入水並びにその浮遊物の状況
- エ 余水吐及び放水路付近の状態
- オ 樋管の漏水による亀裂及び欠け崩れ
- カ 重ね池の場合のその上部ため池の状態

第6節 用水取水堰、排水樋門、ため池等の操作

用水取水堰、排水樋門、ため池等の管理者及び操作員は気象状況の通知を受けたとき、又は自ら異常を感じたときは、水位の変化を監視し、必要に応じ門扉等の開閉を行い非常事態の万全を期するものとする。出水期に先だち門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行わなければならない。なお、本市の重要取水堰、樋門等は第6章第2節のとおりである。

第7節 水防作業

1 水防工法

工法はその選定を誤らなければ1種類の工法を施行するだけで成果を挙げ得る場合が多い。しかし時には数種の工法を組合せて、はじめてその目的を達成することもあるから、当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い極力水防に努めなければならない。工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施行すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する各工法は概ね次のとおりである。

(1) 漏水

ア 噴口が堤腹のとき

噴口の下にむしろ張などを行い、堤腹が洗われないように、噴口が大きい場合は「月の輪」を施す。

イ 裏法、犬走り又は堤内平場のとき

釜段工を施すが噴出、漏水が少量のときは土管を伏せたり底抜き「たる」や「おけ」を伏せるか又は「導水むしろ張」を行う。

ウ 表法、吸込口の手当

吸込口を突き止めることができればその口に「差しわら」又は「粘土俵」を差し込み、これに挿き止めの挿竹を施す。

吸込口を発見できないときは、その付近一帯に、「むしろ張り工」「畳張り工」、「木流工」を行うのである。しかし吸込口が塞がれない間は決して漏水工を塞いではいならない。

(2) 表法の欠け崩れ

ア 堤防が欠け崩れるとき

「木流工」「むしろ張り工」「畳張り工」で保護し、もし欠け崩れが拡大して、以上の工法では不安と思われる場合には「築廻工」を行って補強する。

イ 堤脚や護岸の欠け崩れのとき
「立て籠工」「捨石」「砕入」「木流工」「むしろ張り工」を行って崩れかいの拡大を防止する。

(3) 天端及び裏法の亀裂又は崩れ

ア 亀裂が浅いとき

亀裂か所を掘り返して埋め戻し、充分つき固めを行う。ただし飽水により堤体がうんでいる場合は、次のイの工法による方が適当である。

イ 亀裂が深いとき

「折返し工」「控取工」「継ぎ縫い工」「五徳工」などの地縛り工法を施す。

ウ 欠け崩れに対して

「五徳法」「杭打積土俵工」「土俵羽口工」「力杭打工」「籠止工」などで防止する。

(4) 越水

「積土俵工」「板柵工」積土俵工が3俵以上になると止め杭を使用する。

- (5) 樋門等の漏水
樋門の表に「月の輪締切」か「詰土俵」を施す。漏水の程度がその圧力を減ずればよい場合は、裏法側に「月の輪」を行うものとする。
- (6) ため池の措置

警戒水位以上に水位の上昇が予想される時は、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮のうえ適当な措置をとるものとする。

2 水防活動上の心得

- (1) 命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもってこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期しみだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるような心掛けること。
- (5) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。

しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位の3/4位に減水したときが最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

第8節 避難立退

1 避難の指示、催告

災害対策本部長は、洪水、高潮又は河川のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のため立退きを指示するとともに、安城警察署長にその旨を通知する。

2 指示、催告の周知徹底

避難のための立退きを指示催告したときは、その地域に居住する者、関係機関に連絡通知しその周知徹底を図る。

周知徹底の方法として概ね次の措置をとる。

- (1) できる限り立退き指示の理由、避難先、避難路及び避難上の留意事項を明示する。
- (2) 伝達方法は、警鐘、サイレン、同報無線、口頭、広報車等による。

3 避難立退の順序

- (1) 避難者の立退きは、災害時要援護者を優先し行う。
- (2) 避難者は原則として避難者各個が行うものとし、必要に応じ車両移送する。

4 避難所

避難所については、地域防災計画に定めるところによる。

第9節 協力応援

1 関係機関との相互協力

災害対策本部は知立建設事務所、安城警察署その他関係機関と常に密接な連絡をとり水防のため必要と認めるときは相互協力するものとする。

2 分団相互の応援

分団相互の応援を必要と認めるときは直ちに要員資器材の種類、員数、場所等必要事項を災害対策本部へ要請するものとする。

3 自衛隊の派遣要請

災害に際して必要な応急対策を実施するための自衛隊の派遣要請は、知立市地域防災計画の定めるところによる。

4 居住者の応援

災害対策本部長は、水防上やむをえない必要があるときはその区域内の居住者又は、水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

第10節 決壊等の通報並びに決壊後の措置

1 決壊通報

(1) 堤防その他の施設が決壊したとき、当該地区の担当分団は、その状況を災害対策本部へ報告するものとする。

(2) 災害対策本部長は知立建設事務所長、安城警察署長に通報するものとする。

2 決壊後の処置

決壊後は速やかに水防の各工法を実施して、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第11節 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険が無くなったとき又は高潮の恐れがなくなったと認めるとき水防解除を行う。この場合は、電話連絡か口頭伝達による。

第 1 2 章 水防訓練等

第12章 水防訓練等

第1節 水防訓練

1 水防訓練

水防訓練は年1回以上次の項目について行うものとし、特に実施にあたっては一般住民の参加を得て水防思想の高揚に努めるものとする。

- (1) 観測 (水位、潮位、雨量、風速)
- (2) 通報 (電話、無線伝達)
- (3) 動員 (災害対策本部、消防団、居住者の応援)
- (4) 輸送 (資材、器材、人員)
- (5) 工法 (各水防工法)
- (6) 避難立退 (危険区域住民の避難)

2 水防訓練の実施時期

水防訓練の実施時期は、管内情勢に応じた各種個別訓練と総合訓練を行うものとする。

第2節 水防標識と水防信号

水防信号及び標識は「水防信号及び標識」に関する規則 (愛知県規則第34号) によるものとする。水防信号については単純化して徹底をはかるため出動と避難に2種とする。

1 水防標識

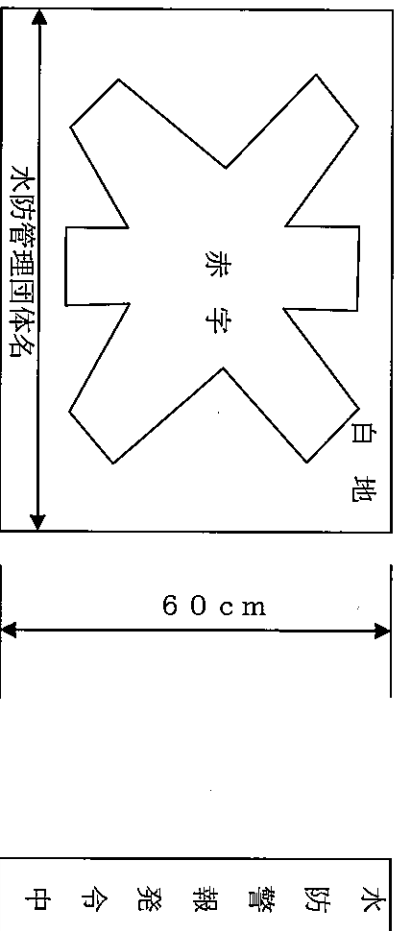
緊急自動車優先通行標識、水防用緊急自動車として使用する場合は、第1図の標識を用いるものとする。

2 水防警報発令標識

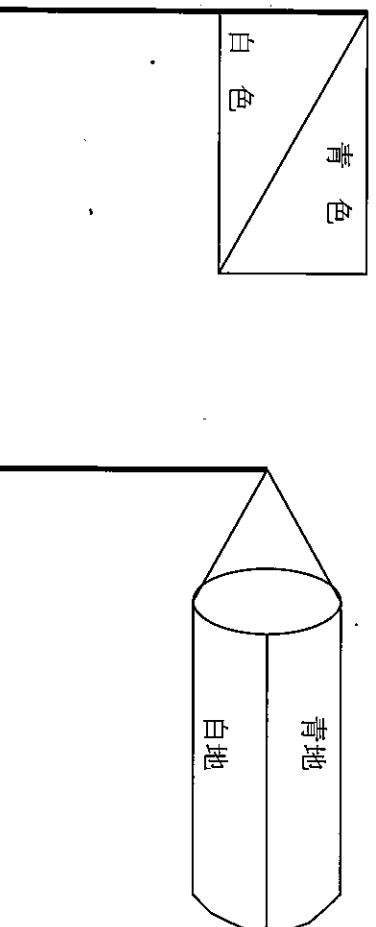
水防警報発令標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

第1図

第2図



第3図



3 水防信号

出動信号 消防団に属する者の全員に対し出動することを知らせるもの
 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイン信号
出動	●●●●● (3点)	約5秒 約6秒
避難	●●●●● (連点)	約3秒 約2秒
備考	信号継続時間は適宜とする。	

第3節 水防報告と水防記録

災害対策本部長は、水防が終了したとき、遅延なく次の事項を取りまとめて知立建設事務所長に報告する。

- (1) 天候の状況並びに警備中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解除命令の時刻
- (3) 消防団員又は、消防機関に属する者の出動時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他施設等の、異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数その消耗分及び回収分
- (7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場合
- (9) 土地を一時使用した時は、その箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指揮者
- (14) 立退き状況及びそれを指示した理由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の予見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事をするものが生じた時は、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要な事項

第 13 章 公用負担

第13章 公用負担

第1節 公用負担権限

水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- 1 必要な土地の一時使用
- 2 土砂、竹木その他資材の使用
- 3 土砂、竹木その他資材の収用
- 4 車両、その他運搬具又は器具の使用
- 5 工作物その他障害物の処分

第2節 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合には、これを掲示しなければならない。

公用負担権限証明書	名
知立市消防団 分団長 氏	の区域における
上記の者に	水防法第28条第1項の権限行使を
	委任したことを証明する。
平成 年 月 日	
知立市長	印

第3節 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次の様式の証票を2通作成してその1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

(第 号)	公 用 負 担 証			
目的別	種類	使用	収用	
負担内容				
処分等				
平成 年 月 日				印
	知立市長			印
	事務取扱者			様

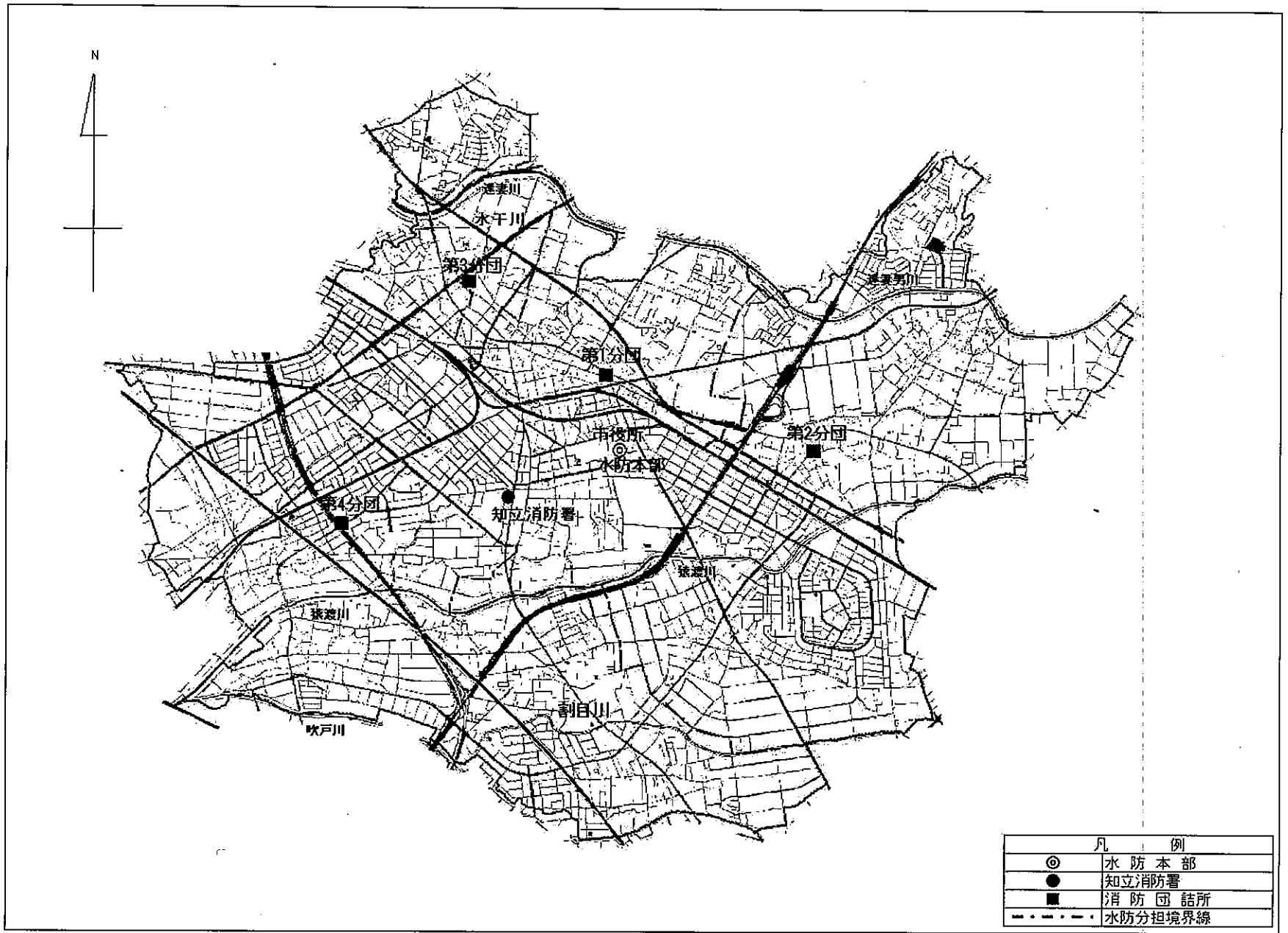
第4節 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償しなければならない。

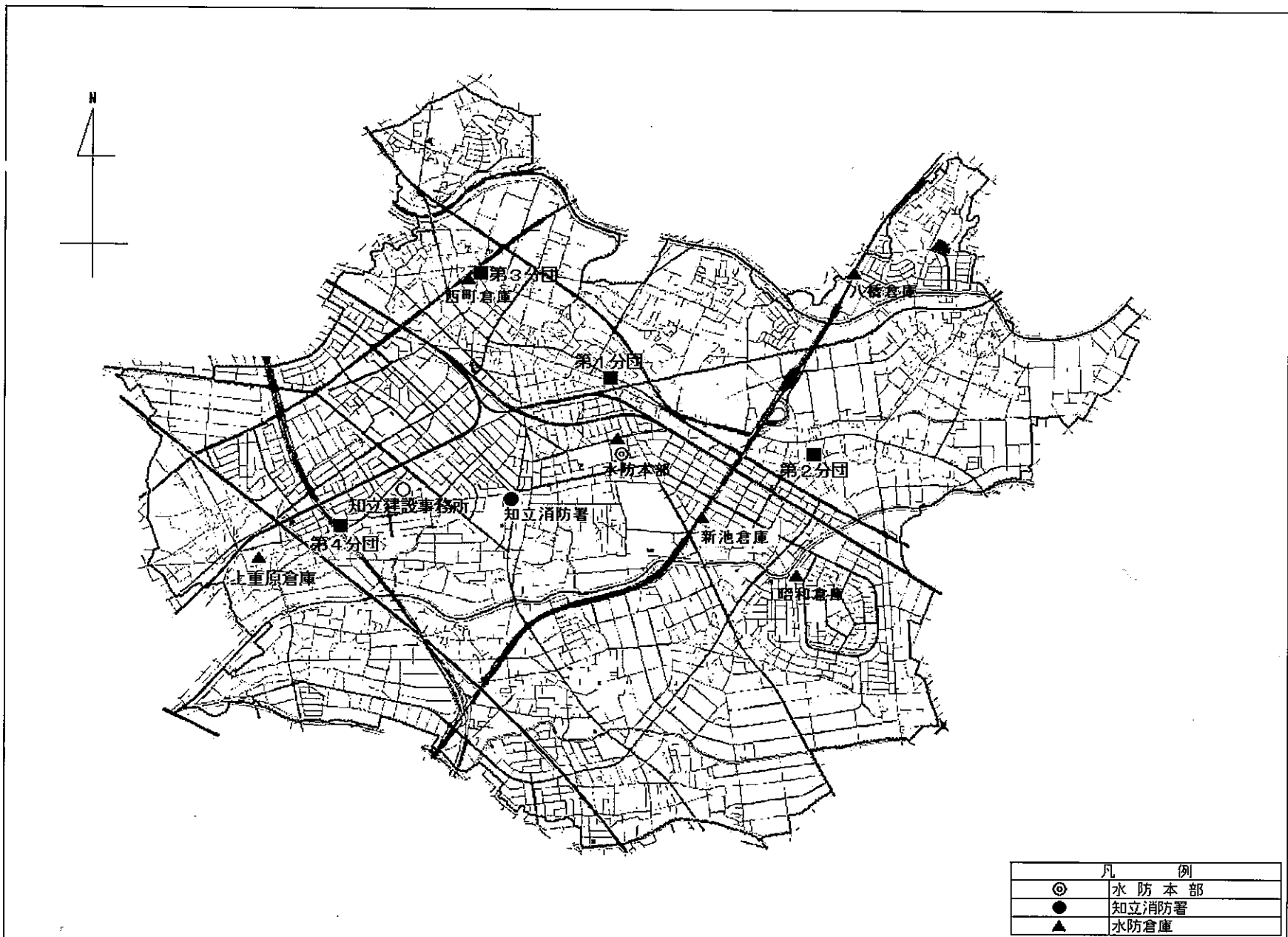
資料

料

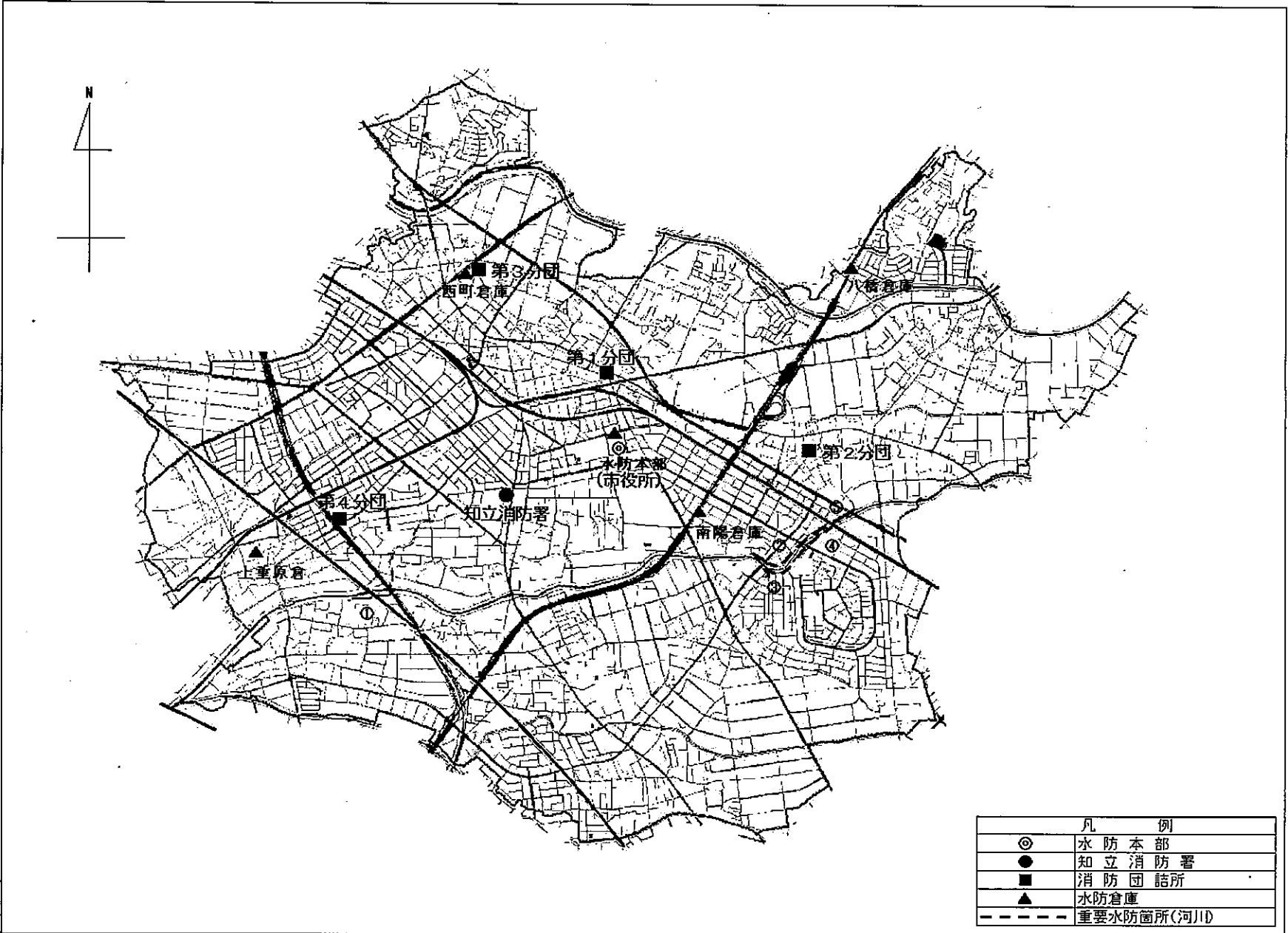
資料一 1 (消防団管轄区分対照図)



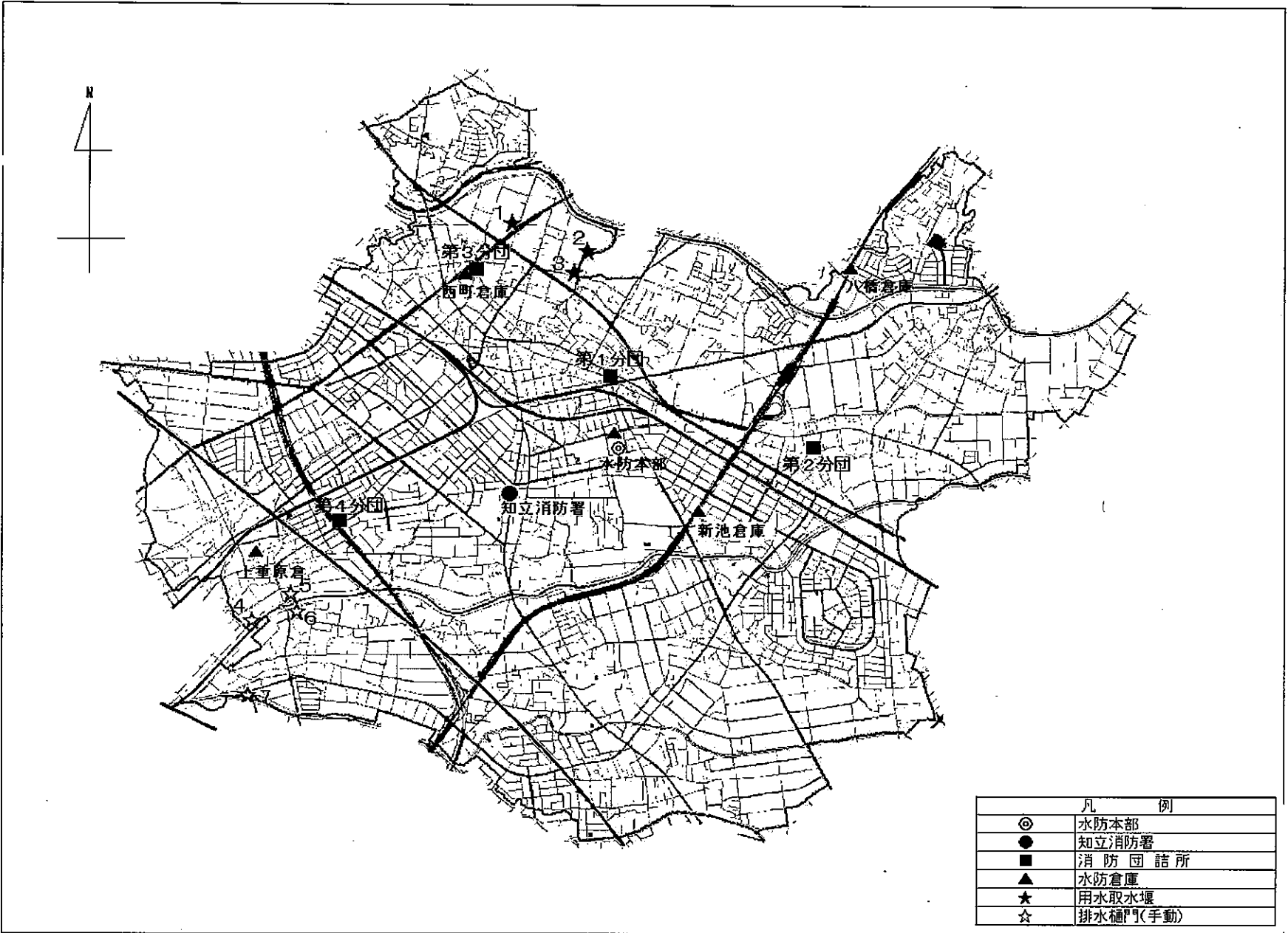
資料一 2 (水防倉庫箇所図)



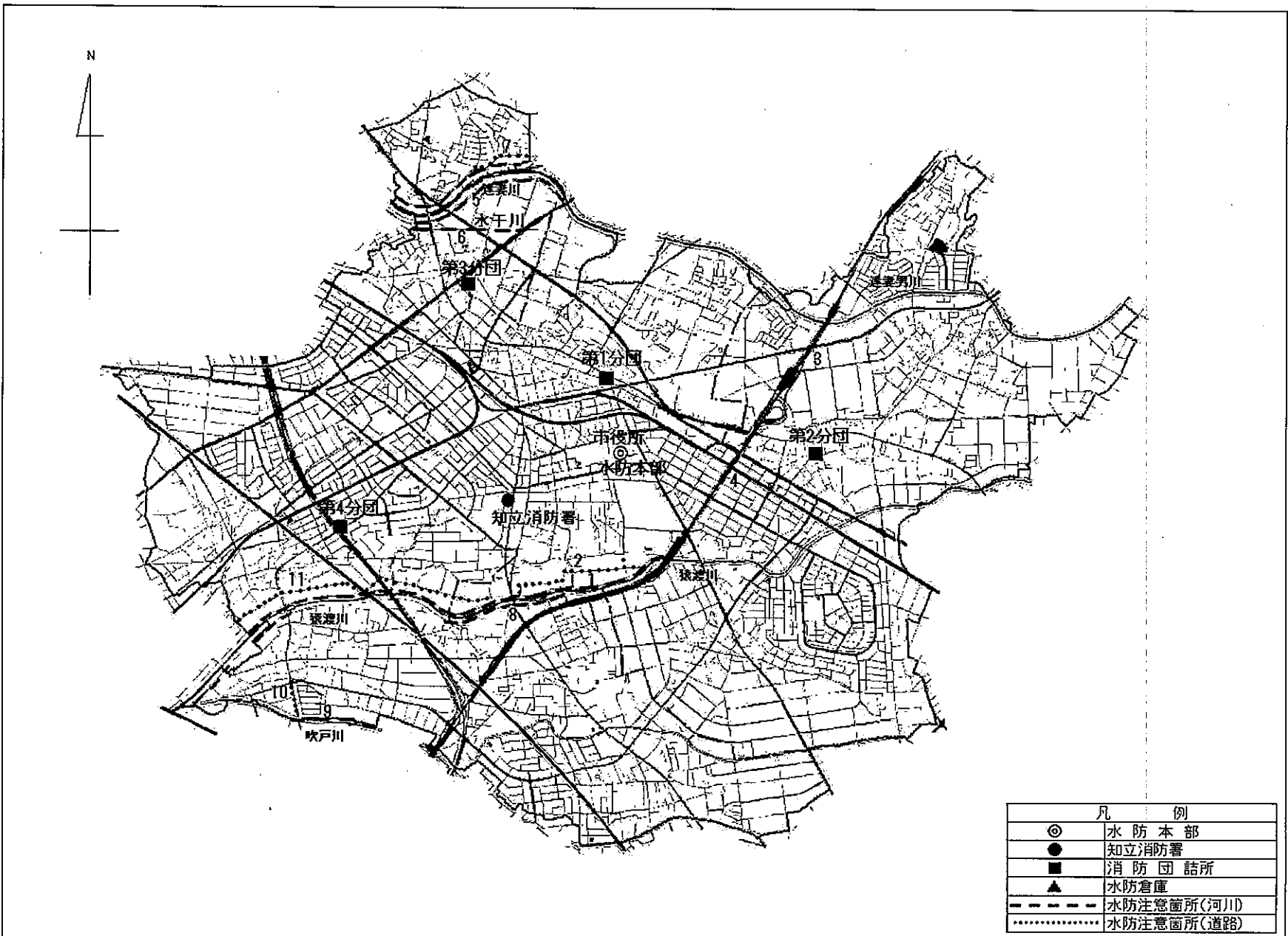
資料一 3 (重要水防箇所図)



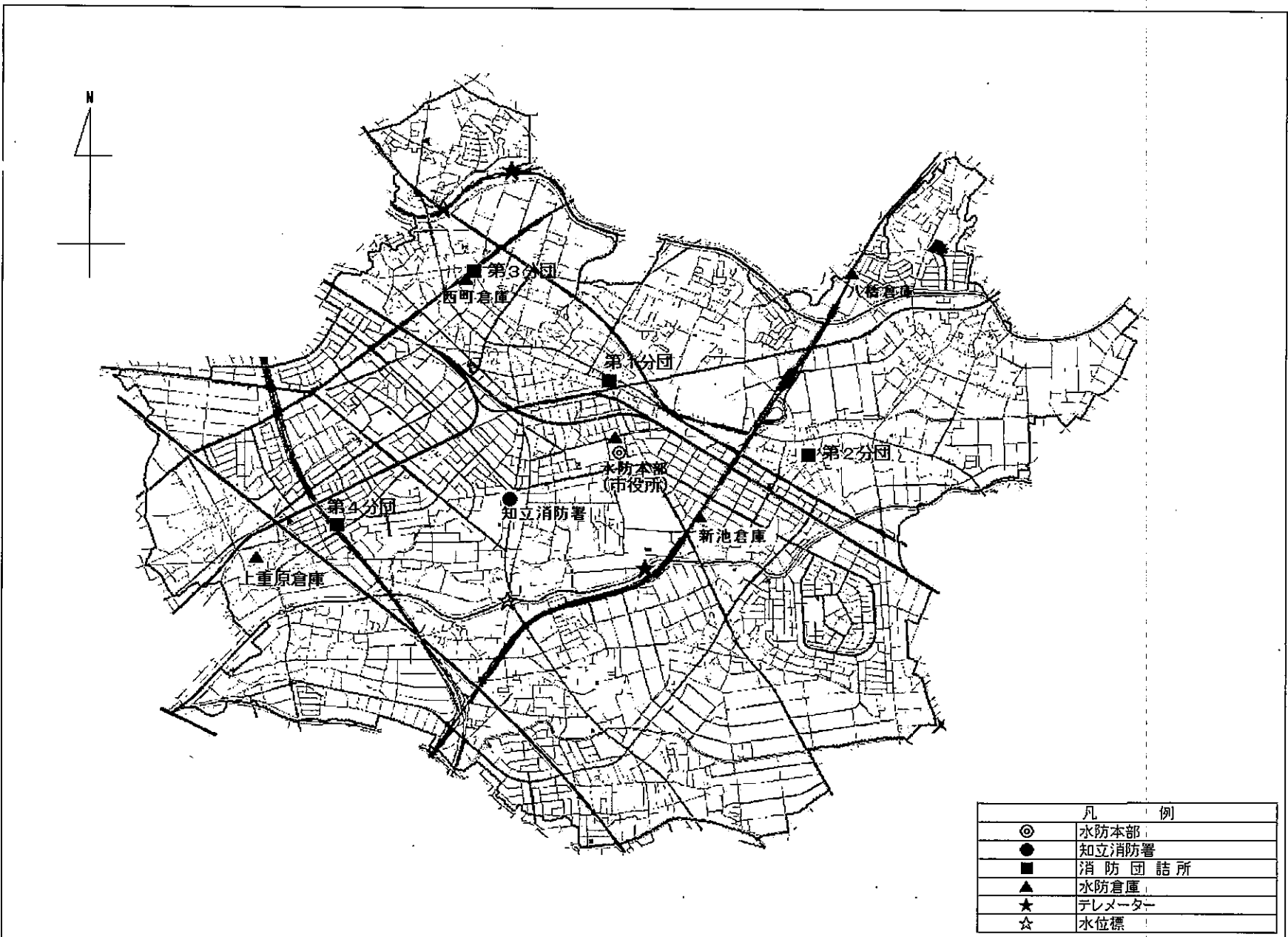
資料一4 (用水取水堰・排水樋門(手動))



資料-5 (その他水防注意箇所図)



資料一6 (県水防テレメーター・水位標等)



資料一 7 (公用車一覽表【1】)

管理課名	車名	登録番号	車載			装備内容		その他 駐車位置
			防災 テナログ	無線 デジタル	広報用 スピーカー			
総務課	ハイゼット	三河 41 た 4935		知立-301			明治用水北 車庫南側	
	プリウス	三河 500 め7020					屋外建物北側 車庫南側	
	レジアスバン	三河 400 た6484		知立-302			屋外建物北側 車庫南側	
	ノア	三河 501 め3470					屋外建物北側 車庫南側	
	ウイッシュ	三河 502 ち4160					屋外建物北側 車庫南側	
	キャリー	三河 480 う8792					屋外建物北側 車庫南側	
	プロボックス	三河 400 つ8947					屋外建物北側 車庫南側	
	ミニキャブ	三河 480 え6051					明治用水北	
	ミラ	三河 41 さ 9701					明治用水北	
税務課	ミラ	三河 50 む 6064					明治用水北	
	ミラバン	三河 41 て 8016					明治用水北	
	ハイゼット	三河 41 つ 9524					屋外建物北側	
福祉課	ワゴン R	三河 50 る 5703					屋外建物北側	
長寿介護課	ハイゼット	三河 41 て 609					明治用水北	
	〃	三河 41 て 610					明治用水北	
国保医療課	ミラバン	三河 41 て 1806					屋外建物北側	
環境課	カローラバン	三河 45 む 9727	知立-1				車庫北側	
	ダイナ	三河 100 す 544		知立-304			車庫南側	
	ハイゼット T	三河 41 の 1610					明治用水北	
	〃	三河 41 ち 3650					屋外建物北側	
	〃	三河 480 あ4612		知立-303			明治用水北	
	〃	三河 41 ね 8457					屋外建物北側	
	〃	三河 41 そ 9627					明治用水北	
	タウンエース	三河 400 さ 29		知立-305			車庫南側	
経済課	エブリーバン	三河 41 と 1316					屋外建物北側	
市民協働課	タウンエース	三河 400 さ2941			○		明治用水北	
	〃	三河 580 け 43			○		車庫北側	
	〃	三河 580 え 994			○		車庫北側	
生涯学習課	エブリー	三河 41 と 3145					屋外建物北側	
水道業務課	エッセ	三河 580 せ3658	知立-4		○		車庫北側	
水道工務課	ハイゼット	三河 480 あ5246		知立-310	○		車庫北側	
	ハイゼット T	三河 480 い9648	知立-5		○		車庫北側	
	ダイナ T	三河 400 た9924	知立-3				車庫南側	

(公用車一覧表【2】)

管理課名	車名	登録番号	車載装備内容			その他の 駐車位置
			防炎無線 アナログ	デジタル	広報用 スピーカー	
下水道課	エグリーパーバン	三河 41 ち 6655				屋外建物北側
	ハイゼット	三河 480 う 7575				屋外建物北側
土木課	プロボツクス	三河 400 て 5123				明治用水北
	ダイナ	三河 100 才 4634	知立-9	知立-306	○	車庫南側
	ハイゼット	三河 480 う 8518	知立-7			車庫北側
	ハイゼット	三河 41 ぬ 8862				車庫北側
建築課	ハイゼット	三河 41 と 4641	知立-8	知立-307	○	車庫北側
都市計画課	プロボツクス	三河 400 て 4323	知立-2		○	車庫南側
〃	エグリーパーバン	三河 41 の 6171				屋外建物北側
区画整理課	カローラバン	三河 400 さ 3080	知立-10	知立-308	○	車庫北側
防災対策室	第1分団車	三河 800 才 4478		知立-131	○	第1分団詰所
〃	第2分団車	三河 800 才 7425		知立-132	○	第2分団詰所
〃	第3分団車	三河 800 才 4479		知立-133	○	第3分団詰所
〃	第4分団車	三河 88 に 3471		知立-134	○	第4分団詰所

知立市水防計画

編集発行

知立市総務部防災対策室

〒472-8666

知立市広見三丁目1番地

電話 (0566) 83-1111

この本は再生紙を使用しています。